

就労証明書(令和9年度放課後児童クラブ申請用)

記載例

この証明書の作成に関するお問い合わせ先
川口市教育局 学務課 放課後児童クラブ係
コールセンター TEL:048-252-0258

証明日 2025 年 10 月 1 日
事業所名 ○○株式会社
代表者名 代表取締役 埼玉 太郎
所在地 埼玉県川口市青木2-1-1
電話番号 048 - 123 - 4567
担当者名 埼玉 花子
記載者連絡先 01 - 2345 - 6789

注意事項

- ① 記入にあたっては、消えないものをご使用ください。
(消えるペン・鉛筆・修正液・修正ペン・修正テープは使用しないでください)

※ 誤りに問われる場合があります。

No.	項目	☒ 農業・林業 ☐ 情報通信業 ☐ 学術研究・専門・技術サービス業 ☐ 教育・学習支援業 ☐ 製造業 ☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 卸売業・小売業 ☐ 不動産業・物品賃貸業 ☐ ビス業・娯楽業 ☐ 医療・福祉	
1	業種		
2	フリガナ 本人氏名	カワグチ イチロウ 川口 一郎	
3	雇用(予定)期間等	☒ 無期 ☐ 有期 (無期にチェックの場合、雇用開始日のみ) (1) 2000 年 4 月 1 日 ~ 年 月 日	
4	本人就労先事業所	名称 ○○株式会社 ○○支店 住所 埼玉県川口市○○○	
5	雇用の形態	☒ 正社員 ☐ パート・アルバイト ☐ 自営主 ☐ 自営業専従者	
6	就労時間 (固定就労の場合)	月 火 水 木 金 土 日 ☒ ☒ ☒ ☒ ☒ ☐ ☐ 一月あたりの就労日数 月間 平日 9 時 0 分 土曜 時 日祝 時	
	就労時間 (変則就労の場合) ※No.21勤務実績(予定)表を添付すること	合計時間 ☐ 月間 ☐ 週間 時間 分 (うち休憩時間 分) 就労日数 ☐ 月間 ☐ 週間 日 主な就労時間帯 シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)	
7	就労実績 ※日数に休業時間を含み、時間数に休業時間を含み	年月 2025 年 7 月 20 日/月 160 時間/月 年月 2025 年 8 月 20 日/月 160 時間/月 年月 2025 年 9 月 20 日/月 160 時間/月	
8	産前・産後休業の取得 ※取得決定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日	
9	育児休業の取得 ※取得決定を含む	☐ 取得予定 ☒ 取得中 ☐ 取得済み 期間 2025 年 10 月 1 日 ~ 2026 年 3 月 31 日	
10	産休・育休以外の休業の取得	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 理由 ☐ 介護休業 ☐ 病休 ☐ その他() 期間 年 月 日 ~ 年 月 日	
11	復職(予定)年月日	☒ 復職予定 ☐ 復職済み 2026 年 4 月 1 日	
12	育児のための短時間勤務制の利用有無 ※取得決定を含む	☒ 取得予定 ☐ 取得中 期間 2026 年 4 月 1 日 ~ 2032 年 3 月 31 日 主な就労時間帯 シフト時間帯 10 時 0 分 ~ 15 時 0 分 (うち休憩時間 分)	
13	保育士等としての勤務状態の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☒ 無 ☐ 未定	
14	(雇用契約)の満了後の更新の有無	(2) ☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無 ☐ 未定	
15	入所内定時保育短縮可否	☐ 可 ☐ 可(予定) ☒ 否	
16	育休延長可否	☐ 可 ☐ 可(予定) ☒ 否	
17	単身赴任期間(予定含む)	年 月 日 ~ 年 月 日	
18	備考欄	月に数回土曜就労あり(就労時間は9時~14時を予定) (3)	
【放課後児童クラブ追加的記載項目および確認欄】			
19	臨時出動日	☐ 月 ☐ 火 ☐ 水 ☐ 木 ☐ 金 ☒ 土 (4)	
20	法人代表または個人事業主書類	法人代表または個人事業主のかたは「別途書類」が必要です。詳細はてびき6ページをご確認ください。	
21	勤務実績(予定)表 ※No.6 就労時間(変則就労の場合)のかた	勤務実績(予定)表など、実際の勤務時間(例:9~17時)がわかるものを添付ください(直近1か月程度) → ※就労者のかたに、勤務実績(予定)表の写しをご提供ください	

(※事業者証明欄はここまで)

保護者記入欄	児童との続柄 ☒ 父 ☐ 母 ☐ 祖父 ☐ 祖母	通勤時間 《自宅⇄職場》片道通勤時間 約 1 時間 0 分
学校名 幸町 小	児童名 川口 二郎 川口 三郎	生年月日 2016 年 4 月 2 日 2015 年 5 月 1 日

※保育園の申請では、必要書類が異なる場合がありますので、必ず保育幼稚園課ホームページをご確認ください。
※申請書と証明内容について相違がある場合は、学務課から就労先にお問い合わせをすることがあります。

①法人代表のかた
②個人事業主のかた
③No.6 就労時間(変則就労の場合)のかた
必ずご確認いただき、対象のかたは、別途、書類の提出が必要です。